

広島県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年四月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

下竹仁久芳線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市福富町下竹仁字北向一九三八番一地从先から 東広島市福富町下竹仁字北向一九四四番五地先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
東広島市福富町下竹仁字北向一九四四番五地先から 東広島市福富町久芳字円明寺三八三番二地先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考

東広島市福富町久芳字円明寺三八三番二地 先から 東広島市福富町久芳字竹添三八六八番二地先 ままで	東広島市福富町久芳字円明寺三八三番二地 先から 東広島市福富町久芳字谷河内三六九四番九地 先まで 東広島市福富町久芳字円明寺三八三番二地 先から 東広島市福富町久芳字竹添三八六八番二地先 ままで
新	旧
一六・四〇〇 三五・〇〇〇	三・六〇〇 七・七〇〇 一六・四〇〇 三五・〇〇〇
二二七・〇〇〇	三二二・〇〇〇 二二七・〇〇〇
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二八五・〇〇〇 メートル	